【研究発表】

学校図書館と「読書の自由|

-貸出記録の教育的利用問題を中心に-

山口 真也氏 (沖縄国際大学)

1 はじめに 報告の目的と報告内容

報告の目的・背景

日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」(以下「宣言」と略)には、「図書館は利用者の秘密を守る」という条項が設けられており、副文で、「読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない」と定められています。

図書館が管理する読書記録(貸出記録等)には読み手の興味や関心が反映され、他人に知られたくない情報が含まれることがあります。その記録が個人単位で蓄積されれば、「読書傾向」となり、その人の思想や信条を表すセンシティブな情報にもなります。思想や信条が他人に知られることで、社会生活での平穏さが奪われることは今の世の中でも決してないわけではありません。仮に、図書館の貸出記録が簡単に他人に知られてしまう状態では、利用者は気楽に本を読めなくなりますので、「読む自由」「知る自由」という基本的人権を保障するために、貸出記録は絶対に知らせませんと、社会に対して宣言しているわけです。

ただし、こうしたルールが全ての図書館できちんと実践されているのかと言うと、不透明な部分があると思います。図書館の種類の1つとして学校図書館がありますが、学校は教育を行う場所ですので、先生は子どもたちを知ることが仕事とも言えます。学校図書館で子どもたちがどういう本を読んでいるのかを知り、指導に生かしていきたいという先生もおられると思います。

学校図書館が管理する読書記録(=主に貸出記録)には学校教育にとって様々な用途がある

例えば、小中学校では、読書指導に熱心に取り組んでいる先生にとって、読書記録(=貸出記録)は良い指導資料になるかも知れません。読書はその瞬間の興味や関心が反映されていますので、高校では、子どもたちが何を考え、何を悩んでいるのかを知るための資料として、生活指導や進路指導にも役立つと考えられます。

学校図書館員が先生から、教育指導を目的にして「貸出記録を見せて下さい」と言われた時、断

ることができるのかどうか、断るべきかどうか、 この問題は非常に難しいと思います。

現場の学校図書館員の意見も分かれている①

では、この問題について学校図書館の現場で実際に働いている方々はどのように考えているのでしょうか。私は、2004年からいくつかの調査を行っておりまして、本日はその中から、私が在住している沖縄県での調査をまず紹介したいのですが、学校司書の方々を中心に「先生から貸出記録を求められたらどうしますか?」という質問を行ったところ、過去に求められた「経験がある」と答えた人の結果をみると、「積極的に提供するべき」という意見はほとんど無かったのですが、実際に求められたら「断れない」という人が多数という結果になっています。つまり、先生から強く求められたら、「プライバシー保護上の問題は感じるけれど、実際には提供せざるを得ない」という回答が圧倒的だったんですね。

現場の学校図書館員の意見も分かれている②

次に、学校図書館問題研究会との協力で、関西地方を中心に実施したアンケート調査の結果を紹介してみます。まず、「積極的に提供すべき」という意見が少なかったことは、先ほどの沖縄での調査結果と共通しているのですが、相手が先生でも「絶対に貸出記録は見せてはならない」と回答した人も多く、こちらでは43.2%と半分近くを占める結果となっています。ただし、タイトルはダメだけど、「こんな本が好きですよ」というように、「読書傾向くらいは提供するべき」という中間的な意見も38.7%に上っておりまして、意見が分かれていることも分かってきました。

こうした結果からは、学校図書館の担当者は、 教育指導目的で貸出記録を利用することについて、問題があると感じながらも、プライバシーと して完全に保護しない方がよい、または、保護で きないと考えていることが見えてきます。

「図書館の自由に関する宣言」には解説書がある

ではこの問題について、日本図書館協会はどの

ように考えているのでしょうか。日本図書館協会の中には「図書館の自由委員会」(以下自由委員会と略)という組織があり、「宣言」の内容について解説書を出版しています。

この解説書は、「宣言」の内容について「恣意的な解釈や拡大解釈あるいは自己規制」が起こらないようにという目的で、1979年版、1987年版、2004年版の3種類が出版されています。そして、1979年版の中にすでに、先生から貸出記録を求められた場合どうすれば良いのかという問題について取り上げた文章がきちんと存在しています。

「先生から教育指導の目的で貸出記録を求められたらどうするか」という問題を、ここでは「教育的利用問題」と呼ばせて頂きますが、今回の報告では、この教育的利用問題について、まず宣言の解説書ではどのように解釈されているかを明らかにし、次に、その疑問点を整理し、質疑応答を通じて皆さんの意見を伺いたいと思います。

2 「図書館の自由に関する宣言」解説書の 見解(日図協自由委員会の見解)

「宣言」87年解説書の内容・・・「外部とは」

解説書の中で教育的利用問題について書かれている箇所には、「外部とは」というタイトルが付いています。まず、最も長い間使われていた1987年版について紹介します。

- ・読書事実および利用事実を漏らしてはならない 「外部」とはどの範囲を指すか。(中略)
- ・学校図書館の場合はもっと問題が複雑である。 学校図書館は、それを設置している学校の一部局 であり、独立した教育機関とはみなしがたい。従 って学校外の機関や団体・個人に対してはその自 主性を主張できるとしても、同じ学校内の校長や 教頭・教員に対してはどうなるか。
- ・教員が自ら指導の責任を負っている児童・生徒の読書に関心を持つのは当然であり、そうした情報がなければ個別の教育指導は困難となろう。
- しかし、読者である児童・生徒の立場に立てば、独立した人格をもっているのであるから、何を読んだかを図書館員以外の教員に知られることを好まないこともあろう。
- ・従って、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解に立って解決されなければなるまい。

この文章には教育的利用問題に対する自由委員会の考えが示されています。整理して見ていくと、まず、先生たちが貸出記録を見たいという点については「当然」であると肯定的に捉えられています。ただし、その後すぐに、「しかし」と逆

接があって、児童・生徒にも先生には知られたくないことはあると指摘しています。そして、最後に結論として、「教員と児童・生徒の信頼関係」と「読書の自由に関する深い理解」に立つことが必要だと主張されています。つまり、「教育指導上の必要性」と「プライバシー保護の重要性」が対立する場合には、「信頼関係」と「読書の自由に関する深い理解」に立つことで解決しましょうと提案されているわけです。

「宣言」解説書 1987 年版の内容②

次に、この文章について、貸出記録を教育的に使って良いと言っているのか、それともダメ、と言っているのか、を考えてみたいのですが、内容をきちんと把握するためには、「教員と児童・生徒の信頼関係」と「読書の自由に関する深い理解」に立つという、二つのキーワードの意味を押さえないといけないと思います。

まず「読書の自由に関する深い理解に立つ解決」の方は、そのまま読めば、読書の自由という権利は子どもたちにも保障されていることを、教員はしっかり理解しないといけない、ということだと思われます。では、「信頼関係に立つ解決」とはどんな意味か、ということになるのですが、この文章では、信頼関係に立ってどう解決していくのかということが具体的に書かれていません。そこで、解説をもう少し読み進めていきたいのですが、この「外部とは」の文章には続きがあり、次の段落を読むとこのように書いてあります。

「信頼関係に立つ解決」とは? 次の文章では

- ・もうひとつの問題は、親の教育権との関係である。親は子どもの全生活について知りたい欲求をもち読書生活もその例外ではないとすれば、親が子どもの読書状況を知りたいと申し出た場合どうするか。この問題は、学校図書館ばかりでなく公立図書館でもおこりうる。
- ・これも前述の場合と同様、親子間の信頼関係により解決するほかなく、一般的には「どうぞお子」とから直接お聞きください」と答えるのが適切であろう。こうした態度が、子どもの人格を認めながらその健全な発達を願う学校図書館員・児童図書館員の姿勢でなければなるまい。

ここでは学校図書館だけではなく公共図書館も想定して、保護者から貸出記録を求められた場合どうするのかという問題について書かれています。そして具体的な対応・解決策として「どうぞお子さんから直接聞いてください」と答えるのが適切と書いてあります。

ここで言う「前述の場合」とは、学校図書館員

が教員から貸出記録を求められた場合を指していると考えるのが自然です。ですから、教育的利用問題の解決についても「直接本人から聞いてください」と先生たちに対応する、つまり、本人への直接照会を要請するのが望ましいと主張されていると考えられます。

「宣言」解説書 2004 年版では最後に一文が追加

なお、「宣言」の解説は2004年に改訂されているのですが、その中では、先ほど紹介した文章の終わりに、「児童・生徒の利用記録が容易に取り出せないような貸出方式を採用することは、その前提であろう」という1 文が追加されています。先生達に貸出記録を見せていいなら、取り出せないような方式がいいというのはおかしいですので、相手が先生であっても、簡単には見せてはいけないという考えがさらに強く読みとれます。

「宣言」解説書の教育的利用問題への見解

では、ここまでのまとめとして、「宣言」の解説書における教育的利用問題についての見解をまとめておきたいと思います。

◇学校図書館が管理する読書記録(貸出記録等)を教員から求められた場合には、「直接、 子どもに聞いてください」と対応する。

「宣言」の解説書では、教育に必要な資料は教員が自ら集めるべきであると考えられており、子どもが自分の読書の記録を見せるかどうか、という問題も含めて、後は2人の間の信頼関係によって解決してほしいというスタンスが示されています。もちろん、先生たちにとっては、図書館に行ったときに目の前にある貸出記録を見せてもらえないということは、自分が信頼されていないような気持ちになってしまうかもしれませんが、そうした不信感が出てこないように、学校図書館の担当者は先生に対して、日々、読書の自由の意義をしっかりPRし、理解を求めていかないといけないということになります。

ちなみに、本日の発表に先駆けて、以上のような解釈で間違っていないかどうか、自由委員会の方に確認しましたところ、「宜しいですよ」というお返事でしたので、ひとまずこれを自由委員会の見解としてまとめておきたいと思います。

3 「宣言」解説書に見る問題点・疑問点

以上のように、「宣言」の解説書には、貸出記録は教育指導目的では使ってはならないと書かれています。では、教育的利用問題について考え

ていく上で、この解説は、今の内容のままで十分 なのでしょうか。

「外部とは」読み手によって解釈が異なる?

本日の発表に先駆けて、知り合いの図書館員の 方々に「外部とは」という文章を読んで頂いたの ですが、先程の解釈のとおり読めた人も大勢いた のですが、そうした方々は、元々貸出記録を先生 に見せてはいけないと思っている人で、普段あま りこの問題を意識していない人は、「判断は現場 に投げられている」と受け止める傾向がありまし た。また本来の解釈とは異なって、「先生ならば 見せても良い」と読んだ人もいまして、人によっ て解釈が異なってしまうことが見えてきました。 その原因を私なりに考えてみたのですが、どう も、「文章構造の複雑さ」、「曖昧な定義・説明不 足」、「新しい問題に対応できない」、ということ があるように思います。次にこの3つの問題に絞 って、「宣言」の解説書の疑問点を見ていきたい と思います。

3-1 「宣言」解説書に見る問題点① 「信頼関係に立つ解決」の意味を誤解しやすい

「信頼関係に立つ解決」の意味が掴みづらい構造

解説書では、教育的利用問題は「信頼関係に立って解決する」と提案されています。しかし、「信頼関係に立つ解決」の詳しい説明(利用者本人への直接照会の要請)は、この言葉が最初に出てくる段落では説明されておらず、ページをまたがって、次の段落を読んで初めてその意味がわかる、という構造になっています。本来であれば、最初に出てくるところで、その意味を書いておいた方が分かりやすいはずですが、解説書ではそうなっていませんので、最初の方の段落だけを読んで終わってしまうと、何を言いたいのか分からなくて、「判断を現場に投げている」と読んでしまう人もいるのではないかと思われます。実は私も最初に読んだ時は、「あれれ、何を言いたいんだろう」と思った記憶があります。

「信頼関係に立つ解決」についての説明が不足

もちろん、意味が分からなければ先を読めばいいので、このこと自体はそれほど大きな問題ではないのですが、この問題に関してもう1つ注目したいことは、「先生になら見せても良い」と、全く反対の読み方をした人がいたとうことです。

「宣言」の解説書では、①「教員と子どもの間に信頼関係があれば、教員が自ら子どもに何を読んでいるのか、聞けばいい」という提案がなされ

ています。ただし、解説書では「信頼関係に立つ解決」としか書かれていませんので、「教員と子どもの間に信頼関係があれば」というところまでは同じなのですが、そこから②「プライバシーは問題にならない。先生と子どもは普通、信頼関係を結んでいるから、先生が貸出記録を見ても問題はない」と読んでしまう人がいるようなんですね。こうした解釈は、自由委員会の見解とは異なりますので、明らかに誤解なのですが、こうした誤解は、実は、教育的利用問題について書かれた過去の文献を読み返してみると、決して不思議なことではないようにも思えてきます。つまり、1970年代~1990年代はじめの文献を読んでみると、「信頼関係」という言葉が①の意味ではなく、②の意味で多く使われていることが分かるんですね。

「信頼関係」という言葉は、教育的利用問題の議論の中では、別の意味で用いられてきた

次に挙げる二つの文献は、貸出記録を先生たちに見せても問題は無いという立場の意見です。

- ・「学校は、本来、教員と生徒、教員と父母との信頼関係が前提にあり、その上に成り立つものである。従って、学校図書館における利用者のプライバシーの問題も、極言すれば、そのような人間関係の中で、プライバシーの侵害という問題はありえない、とさえ言える」(1983年)
- ・「児童生徒の側」には「潜在的には、教師に自分を知ってもらいたいという気持ちがあり、「教師と生徒の間の信頼関係」があれば、本心から貸出記録を知られたくないと思う児童生徒はいない。(1975年)

次に挙げる文章は、相手が先生であっても貸出記録を見せてはいけないという立場の意見です。

- ・「(プライバシー尊重の) 希薄さが、しばしば『信頼関係』というマジックワードによって糊塗されてきた」(1991年)
- ・「教育は教師と児童生徒との信頼関係の上に成り立っており、教師は子どものすべてを知っていなければならない、ということが暗黙の前提とされてきた。それはそれで否定されることではないが、実態がそうなっていないことが露呈している」(1991年)
- ・「生徒はすべての『師』に自分を公開しなければならないわけではないし、また知られたくない部分を公開する必要はない。信頼関係の質が変わってきた。」(1983年)

これらの文章から分かるように、過去の議論の中では、肯定的か否定的かは別にして、先生と生徒の間に信頼関係があればプライバシーは問題にならないという議論の中で「信頼関係」という言葉が多く登場しています。現在の、「宣言」の

解説書では「信頼関係があれば生徒に個人的に聞くことができる」と、ある意味、「逆説的」に使っているわけですが、そうした使い方は過去の文献にはあまり出てこないんですね。ですので、元々、教育指導のためであれば貸出記録を使っても良いと思う人がこの文章を読むと、逆説的な意味ではなく、ストレートに、信頼関係があれば貸出記録を教員が見ても問題にはならないと誤解してしまう可能性があるように思われます。

ちなみに、1979年版の解説「外部とは」には・・・

ちなみに、「宣言」の解説書には 1979 年版とい う古い版も存在するのですが、

・したがって、この矛盾は、教員と児童・生徒の信頼関係と、その読書事実は児童・生徒・学生等の教育指導以外には使用しないという読書の自由に関する教員の深い理解によって解決されなければなるまい。

と書かれておりまして、私にはこの時点ではどうも、現在とは違う意味で「信頼関係」という言葉が使われていたような気がしてなりません。87年版の解説と比較してみれば分かりますが、87年解説では、「従って、読者の人格の尊重と教育指導上の要請の兼ね合いは、教員と児童・生徒の信頼関係と、読書の自由に関する教員の深い理解にたって解決されなければなるまい」と書かれているの矛盾は教員と児童・生徒・学生の信頼関係と、その読書事実は児童・生徒・学生等の教育指導以外には使用しないという読書の自由に関する教員の深い理解によって解決されなければなるまい」と書かれています。(79年版では大学も含まれています)

つまり、79年版では、「教育指導であれば使っても良い」と書いてあって、ここでの「信頼関係」という言葉は、教員と子どもの間にプライバシーが問題にならないような関係があれば貸出記録を見せても良いという意味で使われているのではないかと思われるんですね。

もちろん、79年版が出た頃も、自由委員会には、 たとえ先生であっても貸出記録を見せてはいけないという考え方はあったと思いますが、当時の 記録を調べてみると、学校図書館側を代表する委 員の方から、学校図書館に「宣言」を適応することは難しいという意見があったことが分かります。それが87年版では、子どもの権利に対する問題意識や読書の自由の保障は大切であるとの認識が広まったことを背景として、改訂されたとのではないかと私は考えています。何を言いたいのかと言いますと、79年版と87年版を比較すると、「教育指導以外には使用しない」という部分 が外れただけですので、79年版から読んでいた人の中には、見解が変わったことに気が付かなかった人もいるのではないかと思えるんですね。

こうして考えると、「外部とは」という文章は、 誤解を生じやすい歴史的背景を持っていますの で、もっと明確に、「貸出記録は教育指導に使っ てはならない。信頼関係に基づき、先生が自分で 児童・生徒本人に聞くべきだ」という趣旨を明記 しておく必要があると思います。

3-2 「宣言」解説書に見る問題点② 「図書館員以外の教員」の定義が不明確

「図書館員以外の教員」のみが問題視されている

二点目の問題として、「図書館員以外の教員」の 定義が不明確ということが挙げられます。

87年版解説書の最初の方に「しかし、読者である児童・生徒の立場に立てば、独立した人格をもっているのであるから、何を読んだか図書館員以外の教員に知られることを好まないこともあろう」と書かれています。ここでは、「図書館員以外の教員に知られることを好まない」とありますが、ならば、図書館の中にいる先生が貸出記録を指導目的で利用するのはどうなるのでしょう。図書館に関わる教員には、司書教諭、係教諭、図書館主任、図書館運営委員、メディア選定委員などがいます。これらの先生達が「図書館員」に含まれるのかどうか、はっきりしません。

また、教員ではありませんが、図書館員の1人である学校司書が指導目的で貸出記録を使っても良いのかという疑問もあります。

「図書館員以外の教員」とわざわざ書いてあるということは、図書館員であれば、貸出記録を見ても良いと考えられているようにも思われます。当然、今の解説のままでは、学校図書館に関わる教員、または学校司書であれば、貸出記録を使った教育指導が許されるという、ある種の「特権的」な解釈も成り立ってしまいます。学校図書館に関わる教員といっても、司書教諭だけでなく、係教諭なども含まれますので、学校によっては教員の半数近くになってしまうかもしれません。そうした解釈では、せっかく解説で、貸出記録は教育指導とは切り離すべきだと書かれていることの意味が無くなってしまうようにも思われます。

司書教諭関係のテキストにはどのように書かれているか?(関連記述のあるもの)

この問題については、何かいいヒントはないかなと思い、司書教諭養成用のテキストでこの問題に関連する項目を調べました。結論を先に言えば、見事にバラバラでした。いくつか抜粋します。

- ①『学校経営と学校図書館』(学文社 2002 年)には「担任教員や司書教諭は児童生徒との自然な接触からそのような情報を入手するべき」と書かれていました。「宣言」と同様に自分で聞きなさい、担任や司書教諭も教育目的で貸出記録を使ってはいけないということが書かれています。ただし、学校司書についての記述はありませんでした。
- ②『学校経営と学校図書館』(全国 SLA2006 年) には「利用者が資料を返却したあとは、直ちに貸 出記録を抹消することのできる方式を選択する べき」と書いてあります。公共図書館で良く言わ れてきたことですが、貸出記録は資料を管理する ための情報で本来的に利用者を管理するための ものではない、返却された時点で抹消すべきとい う考え方があります。「抹消する」と書いてある のは、貸出記録は資料管理以外には利用してはい けない、教育指導にも使ってはいけないという考 え方があるからだと思いますので、学校図書館で も資料管理以外には使ってはいけないという考 え方が含まれているように思います。ちなみに 「宣言」の 2004 年版の解説書では「児童・生徒 の貸出記録が容易に取り出せないような方式が 望ましい」とありますが、消せる方式、記録が残 らない方式とは書いていません。含みを持たせた 表現になっているので、ここも誤解を生む原因に なっているかもしれません。
- ⑥『読書と豊かな人間性』(樹村房 1999 年) とい う少し古い本ですが「クラス担任といえど、安易 に見たりすることはできない。学校図書館職員は、 図書館の貸出記録を管理する立場にある。それ読 書指導の資料として、どのようにして、その生徒 のアドバイザーになれるであろうか。これも研究 課題のひとつ」と書かれています。担任をはじめ 先生たちに貸出記録を見せてはいけないと書か れていますが、学校図書館の担当者であれば、そ れを教育指導の資料として使うことを検討する べきではないか、と問題提起がなされています。 ⑦『読書と豊かな人間性』(学文社 2007 年)には 「学校教育において成員間で読書事実を知らな い、知らせないことが読書の自由を保障すること ではない」とありました。学校図書館にある本は 先生たちが選んだ広義での教科書で、他の生徒の 読書事実をからかったりする子どもに対しては、 そういう事をしてはいけないと指導するべきで、 それが読書の自由を教えていくということであ り、からかわれるので隠すという発想では読書指 導をしたことにならない、という考え方です。で すから、理想的には読書記録を先生たちが共有し、 利用すべきとの考え方が記されています。

こうして見ると、学校図書館の担当者が貸出記録を指導上の理由で使っても良いかという問題は、テキスト上でも統一的な見解は無いというこ

とになります。①と⑦で教わる人では全く解釈が 異なってしまいますので、解釈に揺らぎが無いよ うに議論を重ね、その成果を解説書に書いていく 必要があると思います。

3-3 「宣言」解説書に見る問題点③ 本人の同意があれば貸出記録は利用可能か?

第三の問題を説明します。「宣言」には「本人に聞いて下さい」という対応が望ましいと書いてありますが、沖縄でのインタビューで、「教員の要望を断って、自分で聞いてくださいと言えますか?」と質問してみたところ、「プライバシーの保護は大切だけれど先生の求めを断るのは難しい」ので、「本人の了解をとって貸出記録を見せれば良いのではないか」という発言がいくつかありました。例えば、4月のオリエンテーションで「貸出記録は先生に見せます」と子どもたちに宣言し、「嫌な人は申し出てください」と説明します。そうすれば「本人の了解をとった形になるので貸出記録を見せても構わないのではないか」という意見もあったんですね。

本人の了解があれば、貸出記録は教育指導目的で活用してもよいのか?

プライバシー保護と同じような言葉で「個人情報保護」という言葉があります。最近、図書館の現場でも、個人情報保護法令ができたことで、貸出記録に対する安全管理意識は高まっていますが、その一方で、個人情報を保護することだけに過敏になるのではなく、本人の同意を前提に積極的に活用し、サービス向上につなげていこうという考え方が出てきていることも事実です。今後は、貸出記録についても、本人の同意を前提に積極的に活用していこうという考え方が強くなってくるのではないかと思われます。こうした解釈を「宣言」は認めるのか、気になっている所です。

ちなみに、教育的利用とは関係がないところでは、すでに本人同意の上で貸出記録を残し、図書館サービスの向上につなげていこうという動きが出てきているようです。少し脱線しますが、まずそちらの動向を紹介してみたいと思います。

図書館システム開発分野では本人同意の下で貸出記録を活用するサービスが検討されている①

例えば、システム研究の分野では、パスワードを入力し、図書館のポータルサイトにログインすると、その人の貸出履歴を参考に、興味・関心に沿った新刊本を提示してくれる、つまり Amazon のサービスみたいなものを図書館のサービスに導入する研究が進んでいます。また、「この本を借

りた人はこんな本を借りました」という情報を提供し、この本の次はこれを読んではいかがですかとサジェッションを行うために、貸出記録を残し活用するという提案もあります。システム研究分野では、Amazonできることが図書館でできないのはおかしい、という考えがあるんですね。

図書館システム開発分野では本人同意の下で貸出記録を活用するサービスが検討されている②

こちらは私の知人が研究しているのですが、例えば「就職」というキーワードで検索すると、普通の OPAC であれば「就職」という言葉を含んだ本がランダムにヒットします。これだと自分が就職したい分野の本を調べるために何百件もの本をクリックして詳細表示しなければなりません。そこで、システムの側で、これまでの貸出履歴をもとにその人の興味関心を判断して、例えば英語学の本を多く利用している人であれば英語を活かした職業に関する就職本を上位にヒットさせる、というように、検索結果に軽重を付けていくサービスも最近は研究されています。

図書館システム開発分野では本人同意の下で貸出記録を活用するサービスが検討されている③

ちなみに、これらのシステムは予算規模の大きい大学図書館で導入されることが多いので、学校図書館はまだまだ関係ないと思っていたのですが、最近では、学校図書館向けにもこうしたシステムが開発されています。IPAという組織が賞金を出してシステムを公募し、そこで採用されたものに、「本の向うに何かが見える一利用者の"つながり"を創る、次世代図書館情報システム」というものがあります。(詳しくはサイト http://www.shizuku.ac)をご覧下さい)

学校図書館を対象として開発されている図書館システム(1)

SHIZUKU というシステムは、ブックカード (ニューアーク式) でできたことをパソコン上で実現しようという考え方に基づいているようです。

例えば、利用者が本を検索すると書誌情報と一緒に、「仮想ブックカード」が表示されます。そこには、その本を過去に読んだ人の名前が一覧で表示されます。「あの子が読んでいるから、この本は面白いだろう」というように、読書記録を一つの判断基準として本を探すことができるわけです。仮想ブックカードに残すデータは、利用者が選択的に削除できるので、プライバシーも守られます。本人同意の上で貸出記録を活用し、利用者同士をつなげようという発想が確認できます。

学校図書館を対象として開発されている図書館システム②

さらに、SHIZUKUでは次のようなことも提案されています。まずAさんが図書館のサーバーにログインすると、貸出傾向が似ているBさんの本棚が仮想的に表示されます。興味・関心が近い二人なので、Bさんの棚を見てこんな本があったのだと知ることができます。更に、この本は読んだのでBさんと感想を語り合いたいと思ったら、システムを通じて、メッセージを送ることができる仕組みとなっています。

このように、システム開発の分野では、すでに「貸出記録を残さない」ということが前提ではなく、「プライバシーに配慮し、本人同意を前提に貸出記録をサービスの向上に活用しよう」という動きが広がっています。教育的利用問題についても考え方は同じで、本人のプライバシーに配慮し、教育指導に使います、嫌な人は申し出て下さいと本人の同意をとる、あるいは自分で消せるようにする、そうしたことを前提として、貸出記録を、本人同意を前提に教育指導で活用していくという選択肢もないわけではないと思うんですね。

コンピュータ時代の新しい課題として、貸出記録を残し本人同意の上で活用していくということについても、しっかりと議論して、「宣言」の解説書にそのエッセンスを入れる必要があるように思います。

4 おわりに 今後の課題

今回の報告では貸出記録の教育的利用問題について、「図書館の自由に関する宣言」の解説書をもとに自由委員会の見解を説明し、その疑問点や問題点を私なりに紹介してきました。

冒頭でも申しましたが、「宣言」の解説書には 図書館の原則について、「恣意的に解釈してはいけない」と書いてあるのですが、「外部とは」と いう文章を読む限り、今のままでは意味を把握し づらい、新しい問題に対応できていないという性 質があり、読み手の信念で色々な解釈ができてし まうという問題が残ります。

「宣言」の解説書は、絶対にそれに従いなさいというものではなくて、解説書に書いてあることに疑問があれば議論しながら指針として育てていきましょうという観点で作られています。しかし、一人一人の解釈が違っていると意見交換もなかなかできないと思います。

教育的利用問題は70年代なかばから90年代初めにかけて活発に議論されてきたわけですが、やはりその時代では、全国的な議論は深まらなかったのではないかと思っています。当時の小中学校

には、司書教諭も専任司書もいなかったところが 多かったので貸出が十分に行なわれていなかっ たため、プライバシーが問題になるほど利用され ていなかったと思います。また、高校では、小中 学校ほど先生たちが個々の生徒の生活に関わる ということが無くなってくると言われますので、 貸出記録に対する教育的なニーズがあまりなく、 現実に記録を求められた学校図書館員が少なか ったため、具体的にこの問題を捉えることができ なかったのではないかとも思われます。

現在は司書教諭の配置が義務化され、読書に関する法律もできており、学校教育と読書が近づいています。今の「宣言」の解説書のままでは、自分が読みたいように読めてしまうため、読書の自由と学校図書館の関係はどんどん離れて行ってしまうのではないかと心配しています。

①先生から貸出記録を求められた場合断るのかどうか、②学校図書館員は貸出記録を使って教育指導を行って良いのかどうか、③本人の同意があれば貸出記録を教育活動に活用しても良いのか、コンピユータの導入による新しい問題についてどのように考えるのか、この後の質疑応答で皆様と議論できればと思います。

(※当日のパネル資料はこちらをご覧下さい。 http://www.okiu.ac.jp/sogobunka/nihonbunka/ syamaguchi/yamaguchishinya.html)

【質疑応答:研究協議】

Q1. 「『信頼関係』という言葉は、教育的利用問題の議論の中では、別の意味で用いられてきた」というところで、文献からの引用が5つ挙げられていますが、その出典を教えて下さい。

Q2.沖縄などで調査されたわけですが、先生から教育指導の目的で貸出記録を求められた経験はありますか、その時どう対応しましたかという質問があっても良かったのではないかと思います。貸出記録を読書指導に使いたいというニーズが現場にどのくらいあるのか、ニーズのないまま議論しても、以前のように議論が深まっていかないと思います。

Q3.システム開発の分野では本人同意の上、貸出記録をサービス向上に利用する、すでに実施に移されているというような話がありましたが、どの図書館で導入されているのか、教え下さい。

A1. 鈴木紀代子著「貸出記録の重要性について」 『学校図書館と図書館の自由』(図書館と自由第5集), 日本図書館協会, 1983, p24/塩見昇著「子どもの権 利条約・プライバシー権の波をかぶる学校図書館」 『現代の図書館』Vol.29, No.4, 1991, p211/柿沼隆 志ほか著「学校図書館における図書館の自由の問題」 『現代の図書館』Vol.13, No.4, p140/渡辺重夫著 「個人情報の保護と学校図書館(2) プライバシー 権と結びつけて」『学校図書館』1991.9, p68/塩見 昇著「子どもの権利条約・プライバシー権の波をか ぶる学校図書館」『現代の図書館』Vol.29, No.4, 1991, p214/大沢洋一郎著「記録を残さない貸出方式への 一考察」『学校図書館と図書館の自由』(図書館と自 由第5集), 日本図書館協会, 1983, p25 です。

A2. 近畿でのアンケート調査結果では、「昔はありましたが最近は減りました」という答えが多かったです。その理由としては、「先生方もプライバシー保護や個人情報保護のことが分かってきているから」との意見もありました。

沖縄でのインタビュー調査では「実際に指導目的のために貸出記録を求められたことがありますか」と140名に質問したところ、54名の方が「ある」との回答でした。沖縄の公立小中学校の場合、1ヶ月に何冊借りたかという個人別の資料を担任の先生に渡すことがほとんど義務のようになっています。通知表にも個人別に貸出冊数が書いてありますので、先生たちは図書館に直接求めなくても、貸出冊数は把握できるようになっています。

A.3 私が勤めている大学の図書館でシステムの入れ替えを行っていて、図書館職員の方が業者から貸出記録を残せばこういうことができますよと提案されているようです。

その職員の方が西日本地区の大学図書館の研究会に参加したところ、貸出記録をサービス向上につなげている図書館が1館だけあった、と聞いています。

大学図書館では「My Library」というシステムを導入している図書館が増えているのですが、例えば、このシステムでは、文献リストをネットワーク上のフォルダに残して置くことができます。OPAC で検索した情報や借りた本の情報を自分のフォルダに入れておくという方法なので、すべての記録が残るわけではないのですが、選択的に貸出記録を残し、参考文献リストを作りやすくしているようです。

山口真也氏 1979年に「宣言」そのものを改訂する際、解説書を作るための会議も行われました。 学校図書館代表の方からは、「宣言」が学校図書館に馴染まない点が多い、特にプライバシー保護は難しいという意見があったと記録されています。ですので、79年版の解説書はあのような表現になっていたと思います。

1987 年版で見解が変わっているように思えるのですが、何故たった8年間で見解が変わってしまったのか、はっきりしません。今、文献を調べ

ていますが、『図書館雑誌』にもその経緯が掲載 されていません。ご存じの方がおられましたら教 えて頂けるとありがたいです。

山口真也氏 司書教諭が配置された背景には授業や教育の中で学校図書館を使うという流れがあったと思います。司書教諭に期待されている役割として読書指導があると思います。学校図書館は読書指導をしなくてもというのはどうでしょうか。指導の捉え方が少し違うかも知れませんが。

山口真也氏 この問題を現場の方々と話し合うと、「学校図書館は公共図書館とは違う」という意見も分かりますし、「学校図書館も一旦は図書館になるべき」との意見も分かります。

最後に紹介したシステム(SHIZUKU)は、利用 者本人にとって、記録として残したくないものは 消して、残したいものだけを残して活用する、と いう仕組みになっています。そうすれば読書の自 由、プライバシーも守られ、その記録を先生たち が教育指導に使うこともできるかもしれません。

先ほど、先生と生徒は対等な関係ではないとのご指摘もありましたが、「私の記録を使わないでほしい」と申し出るのではなく、自分の権限で、書名単位で情報を消せるという意味で、このシステムはそれなりの提案になっていると思います。皆さんの図書館でこのシステムの導入を提案されたら、どうされますか?

(山口の発言のみ掲載)